

平成24年第10回（10月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成24年10月10日(水)
開 会 10時00分 閉 会 10時20分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
岡 万寿夫	
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸
奥家 信弘	

欠席委員の氏名 矢頭 道雄

4. 付議事項

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
2件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について
2件

報告事項 農地法第5条許可の取下げについて

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 和才 薫

6. 会議の概要

事務局 委員の皆さんおはようございます。皆様には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。

本日は矢頭委員より私事都合により欠席との連絡をいただいておりますので委員14名での開催となります。また、梶事務局長に付きましても公務重複のため欠席させていただきますので、事務局の和才にて進行をさせていただきます。

それでは、ただ今より開催させていただきます。開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員のみなさんおはようございます

稲は順調におわりましたでしょうか。天気が良かったので割合順調にすすんだのかなと思っています。

それでは、ただいまから平成24年第10回総会を開催いたします。最初に本日の議事録署名人として和才委員と岡委員のお二人を指名いたします。それでは「議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。2箇所の案件のようです。事務局より説明をお願いします。

事務局

「議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について」を説明します。1ページからをご覧ください。この案件は、1案件で2箇所の申請です。不動産業者による都市計画用途地域「第1種低層住居専用地域」にある田と畑を造成し、それぞれ2区画、4区画に宅地分譲する目的にて購入するための農地法第5条申請です。資料内容を朗読します。

申請農地の表示、転用理由等

①大字幸子341番1 畑 975㎡、宅地分譲用地（4区画）

②大字幸子359番 田 544㎡、宅地分譲用地（2区画）

所有者 : K.S

耕作者 : K.M

申請人

譲受人 中津市〇〇〇 A不動産（株）

譲渡人 広島市〇〇〇 K.S

転用目的実現の確実性

自己資金（銀行の残高証明付）あり

付近農地被害の有無

無し（隣地承諾有り）

排水処理・し尿処理方法

①合併浄化槽

生活排水、雨水排水ともに東側町道側溝へ排水

②合併浄化槽

生活排水、雨水排水ともに東側町道側溝へ排水

地元幸子古地区農業委員

賀部正直

農地区分

2箇所ともに都市計画用途地域「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから農地区分の適用規定の第2-1-(1)-エ-(ア)-b-(c)に該当し第3種要件の農地であると判断されます。

よろしくご審議願います。

会 長

それでは、地元委員の賀部委員に現地の状況などの説明をお願いします。

賀部委員 この2箇所とも私が預かっていた農地ですが、急にこう言う話になりまして、田の方は預かった時から既に田としては耕作困難な状況になっていまして、時々雑草の管理をしていた状況です。畑の方は耕作していたんですが、今回、秀次さんが売りたいということで急に連絡がありまして、しばらく保留にしていたんですが隣地の承諾等も整ったということ、また、急いで売らないといけない状況になってしまったということで、今回お返しした次第です。隣接農地の関係は特に問題はないと思います。田の方は隣接町道が狭いのでこの際広げてはと思いい「町に道路用地で買い取っていただければ」と話を投げかけたが、それも出来ないとの返答だったので、いたしかたないと考えています。その他は特に問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。皆様方より議案第20号について何か質疑はございますか。

賀部委員 畑の方は前の道路を挟んでの反対側や周辺は10年くらい前にT業者さんにより区画割りされ宅地造成されているが全く売れていない状況で新規には1軒も家が建っていない状況ですが、今回業者が変われば売れるんでしょうかね？なにか水道の水圧が低いとの話もあるようです。静かで場所的には良いところなのですがね。

会 長 水道面、そういったこともあり売れてないんですかね、他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

会 長 ございませんようでしたら、議案第20号については承認することにご異議はございませんか。

各委員 異議なしの声あり

会 長 では、議案第20号に関しましては承認することと決めます。次に、報告事項として「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項ですが、これは賃貸借の合意解約を行ったときには農業委員会へ通知することとなっており、その通知を受けての報告案件です。今回は2案件の報告があります。資料の10ページをご覧ください。

(資料内容朗読報告)

会 長 この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 では、次の報告事項として「農地法第5条許可の取下げについて」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 この案件は、昨年度吉富小学校東側の農地にNTTドコモの中継鉄塔の建設が計画され、NTTドコモよりは5条転用の届出、建設業者からはその周辺農地について建設工事用地としての一時転用申請が出され、本委員会での審議を経て県知事の許可まで降りていた訳ですが、小学校児童の電波による健康被害を想定しての住民理解が得られず、今回

計画を断念し、それぞれより「事業計画中止に伴う届出」、「農地法第5条の規定による許可申請書取下願」が提出されたという報告であります。

なお、NTT ドコモ等による電気通信施設については、国の通達により転用許可が不要とされています。通知文を読みますと「認定電気通信事業者が優先電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又は、これらの施設を設置するための必要な通路若しくは索道の設置に係る農地法第4条及びの第5条の農地転用許可は要しない」とあります。これにより NTT ドコモについては、転用の許可ではなく届出となっています。説明は以上です。

会 長 この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

この件は大きな騒ぎにはなりませんでしたが、小学校の正門の真ん前だということで、ある種団体・組織等の方々が運動とまではいかなかったかとは思いますがチラシ等が回っていたように思います。まあそういったことからNTTさんが断念したということのようです。もともとはこの地域が電波の入りが悪いとのことからの地元要望に基づく計画だったようです。

会 長 特にございませんようでしたら、その他として事務局から何かありますか

事務局 特にありません。

会 長 委員の皆さん、その他何かございますか。

(特になし)

事務局 特になければ次回総会の日程ですが、事務局お願いします
予定どおり11月9日(金)10:00から当会場を提案しますが
どうでしょうか。

各委員 異議なし

会 長 それでは、これをもちまして委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時20分 閉会